

国務院知的財産権戦略実施活動部局間合同会議弁公室による「2017年の国家知的財産権戦略の実施徹底による知的財産権強国建設推進加速計画」を印刷配付の通知

国知戦聯弁「2017」12号

中共中央組織部、中共中央宣伝部、中央機構編成委員会弁公室、中央ネット安全と情報化リードグループ弁公室、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、国家発展と改革委員会、科学技術部、司法部、財政部、人力資源と社会保障部、環境保護部、農業部、商務部（全国侵害・模倣活動摘発指導グループ弁公室）、文化部、国家衛生と計画生育委員会、人民銀行、国務院国有資産監督管理委員会、税関総署、工商行政管理総局、品質監督検査検疫総局、新聞出版広電総局（版權局）、食品薬品監督管理総局、統計局、林業局、知識産権局、法制弁公室、中国社会科学院、中国銀行業監督管理委員会、保険監督管理委員会、国家国防科技工業局、郵便局、国家漢方薬管理局、中国軍委装備発展部、中国国際貿易促進委員会：

「2017年の国家知的財産権戦略の実施徹底による知的財産権強国建設推進加速計画」は、国務院知的財産権戦略実施活動部局間合同会議の審議を通過し、印刷し配布する。徹底的に実施し、進捗状況に関連する報告は、直ちに間合同会議弁公室に報告しなければならない。

ここにて通知する。

国務院知的財産権戦略実施活動部局間合同会議弁公室

2017年6月23日

2017年国家知的財産権戦略の 実施徹底による知的財産権強国建設推進加速計画

第18回全国代表大会と第18期中央委員会第3回、第4回、第5回、第6回全体会議の趣旨を全面的に徹底し、習近平総書記の一連の重要講話の趣旨及び国政運営の新たな理念、思想、戦略の実施を徹底し、党中央委員会、国務院の政策決定を真摯に実行に移し、国家知的財産権戦略の実施を徹底し、知的財産

権強国の建設を加速し、2017年の重点任務と活動措置を明確にするため、この計画を制定する。

一．知的財産権分野の改革の推進深化

(一) 知的財産権管理体制・枠組み改革を推進する。

1. 「知的財産権総合管理改革パイロット事業全体案」を実行に移し、改革のパイロット拠点を確定し、パイロット事業に対する指導を強化し、改革パイロット事業における重大な政策問題を統括的に協調し、パイロット拠点の改革推進に対する督促・検査、審査・評価活動を徹底し、改革の成功事例を速やかに総括し、普及させる。(知識産権局、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)が担当する)

2. 国家レベルの知的財産権サービス業クラスター発展試験区及びモデル区の整備建設を推進し、クラスター発展モデル区整備建設の手引きを制定する。(知識産権局、発展改革委員会が担当する)

3. 知的財産権管理体制・枠組み改革を積極的に検討、模索する。(中央機構編制委員会弁公室、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)、知識産権局が担当する)

(二) 知的財産権の重大政策を改革、改善する。

4. 「中国国民経済計算体系(2016)」の実施を積極的に推進し、研究開発、コンピューターソフトウェアなどの知的財産権にかかわる製品の計算方法を改善し、データベース、娯楽、文学、芸術品の原本などの知的財産権にかかわる製品の計算方法を模索する。(統計局が担当する)

5. 党と政府の上層幹部の考査規定を制定し、知的財産権に関する内容と要求を反映する。(中央委員会組織部、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)、知識産権局が担当する)

6. 「国防の知的財産権の帰属及び利益分配の問題の適切な処理に関する若干の意見」の公布を後押しする。(中央軍事委員会装備発展部、財政部、国防科技工業局が担当する)

7. 国家科学技術計画及び重大特別知的財産権管理に関する弁法の改正活動を後

押しする。(科学技術部、知識産権局が担当する)

8. 知的財産権評議政策と知的財産権評議サービス関連規格を研究、制定し、重大な経済、科学技術活動に関する知的財産権の評議プロジェクトの実施を徹底し、知的財産権評議報告を公布し、知的財産権評議サービスのモデル機関を選定する。(知識産権局、発展改革委員会、科学技術部、工業・情報化部、工商行政管理総局が担当する)

9. 知的財産権を重要な内容とするイノベーション駆動型発展評価体系を構築し、年次の知的財産権発展状況報告を公表する。(知識産権局、科学技術部、農業部、工商行政管理総局、質量監督検験検疫総局、新聞出版広電総局(版權局)、統計局、林業局が担当する)

(三) 知的財産権サービス業をめぐる「行政のスリム化と権限委譲、監督管理能力の強化、サービス水準の向上」改革を推進する。

10. 専利代理参入制限を緩和する改革措置を実施し、専利代理職務情報開示制度を整備し、専利代理機構の経営異常名簿と著しく違法な専利代理機構名簿を十分に活用し、社会による監督を強化する。(知識産権局が担当する)

11. 商標代理機構に対する監督管理を強化し、商標代理信用管理暫行弁法の公布を後押しする。(工商行政管理総局が担当する)

12. 著作権集約管理組織及び渉外著作権機構に対する監督管理を強化し、それが実施する著作権に関する各種活動を適正化し、著作権関連の社会組織資源の統合を後押しする。(新聞出版広電総局(版權局)が担当する)

13. 知的財産権に関するデューディリジェンス規範を制定し、推進する。いくつかの地域を選び、知的財産権保護公証サービスのパイロット事業を実施し、いくつかの知的財産権保護公証サービスのモデル機構を選定し、育成する。(司法部が担当する)

14. 国防専利代理機構の参入・撤退の枠組みを研究し、「国防専利代理活動の強化に関する意見」を制定する。(中央軍事委員会装備発展部が担当する)

二. 知的財産権の厳格な保護の厳格化

(一) 法律、法規、規章を整備する。

15. 専利法の第4回改正及び「専利代理条例」の立案を推進する。(知識産権局、法制弁公室が担当する)
16. 著作権法第3回改正を推進する。(新聞出版広電総局(版權局)、法制弁公室が担当する)
17. 「植物新品種保護条例」の改正を積極的に後押しする。(農業部、林業局、知識産権局が担当する)
18. 生物遺伝資源獲得管理法規と「人類遺伝資源管理条例」の立案を推進する。(環境保護部、科学技術部、農業部、質量監督檢驗檢疫総局、林業局、知識産権局、法制弁公室が担当する)
19. 「国防専利条例」の改正を後押しする。(中央軍事委員会裝備發展部、工業・情報化部、知識産権局、国防科技工業局が担当する)
20. 「オリンピックマーク保護条例」の改正に参画する。(工商行政管理総局が担当する)
21. 「知的財産権と競争紛争の行為保全事件の審査にかかる法律適用の若干の問題に関する解釈」を公布する。(最高人民法院が担当する)
22. 知的財産権濫用に係る独占禁止指針を公布し、知的財産権分野における独占行為の判定基準を明確にし、知的財産権濫用行為に対する監督管理を強化する。(發展改革委員会、商務部、工商行政管理総局、知識産権局が担当する)
23. 「農業植物新品種權侵害事件處理規定」を改正し、「農業育成者權行政法執行規程」を起草する。(農業部が担当する)
24. 「軍事用コンピューターソフトウェア著作権登記活動暫行規則」を公布する。(新聞出版広電総局(版權局)、中央軍事委員会裝備發展部が担当する)
25. 「軍事用集積回路配置図設計登記弁法」制定の実行可能性を検討する。(中央軍事委員会裝備發展部、知識産権局が担当する)

26. 「国防専利機密確定・機密解除業務規程」の公布を後押しする。(中央軍事委員会装備発展部、知識産権局が担当する)

(二) 保護をめぐる長期的な枠組み構築を強化する。

27. 知的財産権に関わる民事、行政、刑事事件を一元的に審理する「スリー・イン・ワン」活動を推進し、南京、蘇州、武漢、成都などの中級人民法院知識産権審判庭において、一部の知的財産権事件の地域を跨いだ管轄を後押しし、知的財産権事件の上訴の枠組みの整備を積極的に後押しする。(最高人民法院が担当する)

28. 政府機関ソフトウェア正規版化の検査機関の完全網羅、コンピューターの完全網羅を推進し、正規版ソフトウェア使用管理活動ガイドラインを推進し、国産ソフトウェア応用のパイロット事業の範囲を拡大する。(新聞出版広電総局(版權局)が主に担当する)

29. 検察機関による知的財産権事件処理の専門チームの育成を強化し、知的財産権分野の新型事件の調査処理に対する指導を強化し、情状が重大で、影響が深刻な知的財産権侵害による犯罪事件を重点的に取り締まる。(最高人民検察院が担当する)

30. 情報ガイダンスにより、知的財産権侵害・模倣行為の全面的な取り締まりを促進し、集団による攻勢を強化し、侵害・模倣による犯罪に対する全面的な取り締まりを実施し、二国間・多国間協力の枠組みを構築し、重大事件の共同法執行を企画する。(公安部が担当する)

(三) 重点分野の特別取締を実施する。

31. 厳格な専利権保護厳格化の意見を実行に移し、重点分野の中核部分をめぐり、特別法執行活動を実施し、専利権侵害行為に対する懲罰を強化し、北京 - 天津 - 河北、長江経済帯、長江デルタ、珠江デルタなどの地域における専利権侵害行為に対する共同法執行を推進する。(知識産権局が主に担当する)

32. 商標専用権の保護を強化する。馳名商標、地理的表示、渉外商標の専用権に対する保護を強化する。インターネット上の商標権侵害・模倣による違法行為を厳格に取り締まり、オンライン・オフライン一体型の監督管理を推進する。商標の監督管理方式を革新し、商標権侵害・模倣の取り締まりの監督・検査、

行政処罰情報を国家企業信用情報公示システムに組み入れ、信用失墜行為に対する懲戒処分を強化する。(工商行政管理総局が主に担当する)

33. インターネット上の権利侵害・海賊行為の取り締まりを強化する。インターネット上の権利侵害・海賊行為の取り締まりを強化する特別活動「剣網行動」を実施し、国家著作権監督管理のプラットフォームを整備し、インターネット映像、ニュース、ゲーム、アニメ、ソフトウェアなどの重点分野に対する取り締まりに力を入れ、インターネット上の新型の権利侵害・海賊行為に対する有効な取り締まりモデルを模索する。(新聞出版広電総局(版權局)、工業・情報化部、公安部、文化部が担当する)

34. 中国製造の海外でのイメージを守るための「清風」行動の実施を徹底し、インターネット分野の侵害・模倣の取り締まりを推進し、郵送・速達ルートに対する重点的な法執行を展開する。(中央ネットワーク安全・情報化領導小組弁公室、工業・情報化部、公安部、農業部、商務部、文化部、衛生・計画生育委員会、海関総署、工商行政管理総局、質量監督檢驗檢疫総局、新聞出版広電総局(版權局)、食品薬品監督管理総局、知識産権局、郵政局、中国国際貿易促進委員会が各自の職責によりそれぞれ担当する)

35. インターネットゲーム、インターネット音楽、インターネットアニメ、インターネットショーなどの分野を重点とし、知的財産権保護を全力で推進し、違法・規則違反のインターネット文化商品及び事業者の取り締まり名簿を公布する。(文化部が担当する)

36. 育成者権保護の法執行体系の構築を強化し、育成者権侵害取締特別行動を展開する。(農業部、林業局が担当する)

(四) 日常の監督管理、法執行を強化する。

37. 知的財産権税関保護活動規程を公布し、部門間法執行協力の枠組みを整備し、知的財産権税関保護法執行システムを投入し、自由貿易試験区において新型の法執行モデルを試験的に実施し、地域の税関共同事件処理、同類事件の共同監督・処理などの巨額が絡む事件の処理モデルを研究、構築し、知的財産権税関保護届出モバイル照会システムを普及促進し、法執行のスマート化を実現する。(海関総署が担当する)

38. 個別の専門市場に対する知的財産権保護の適正化育成活動を強化し、第2回

知的財産権保護適正化育成市場の評価・認定活動を展開し、「専門市場知的財産権保護情報管理システム」の関連育成市場への実用化を後押しする。(知識産権局が担当する)

39. 林業育成者権保護の行政法執行考査指標を研究し、林業遺伝資源調査・目録編成活動を推進する。(林業局が担当する)

40. ビジネスモデルなどの新業態のイノベーション成果に関する専利権保護の研究を強化し、実用芸術品の意匠権保護制度を研究、改善し、実用芸術品の意匠権保護の典型的事例を収集、整理する。(知識産権局が担当する)

41. 知的財産権保護社会満足度調査を実施し、知的財産権保護者会満足度調査レポートを公表する。(知識産権局、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)が担当する)

三. 知的財産権の創造・活用の促進。

(一) 知的財産権の創造の質を高める。

42. 専利品質向上プロジェクトを実施し、専利統計指標体系と専利に関する各種の資金援助政策を改善し、品質志向を強化し、正常でない専利出願行為に対する監督管理を強化し、情報フィードバック連動メカニズムと約談(口頭注意)メカニズムを構築、整備する。(知識産権局が担当する)

43. 重点優位産業における専利出願集中審査パイロット事業を実施し、専利出願において産業の安全にかかわるコミュニケーションメカニズムを研究、構築し、重点優位産業における専利出願の集中審査管理弁法の制定に着手する。(知識産権局が担当する)

44. 特許専利審査の品質保障事例共有メカニズムを整備し、品質保障システム構築及び審査品質の外部フィードバックメカニズムを強化し、業務指導体制を整備し、「審査協力センター業務指導の強化と適正化に関する意見」を制定する。(知識産権局が担当する)

45. 専利審判復審及び無効優先審査を試行し、短期間事件審査モデルの実施を模索し、一連の審判請求事件にかかわる集中審査メカニズムの構築を模索する。(知識産権局が担当する)

46. 関連国・地域の専利審査機構との「専利審査ハイウェイ」をめぐる協力を強化し、「一带一路（シルクロード経済帯と 21 世紀海上シルクロードを構築する戦略）」沿線国との「専利審査ハイウェイ」実施をめぐる協力の可能性を模索し、「一带一路」地方戦略の拠点整備活動を推進する。（知識産権局が担当する）

47. 商標のインターネット出願を全力で推進し、インターネット出願が可能な対象範囲を商標代理機構のみからあらゆる出願人に拡大し、業務の受理範囲を登録出願業務から更新、譲渡、変更、抹消へと段階的に拡大する。（工商行政管理総局が担当する）

48. 商標登録の利便化改革の推進を徹底し、上海、重慶などの地域における商標審査協力活動を強化する。（工商行政管理総局が担当する）

49. 農業育成者権保護のオンライン出願システムを投入し、オンライン出願システムとオフィスオートメーションシステム情報の連携を実現する。（農業部が担当する）

50. 国防知的財産権情報プラットフォームの構築を後押しし、国防知的財産権情報プラットフォームを種類別に整備し、国防専利規格データの加工を実施し、国防専利出願審査システムを整備する。国防科学技術産業分野の専利情報分類検索システムの開発を遂行し、国防科学技術産業分野の専利技術分類体系の研究を展開する。（中央軍事委員会装備発展部、国防科技工業局が担当する）

51. 中薬伝統知識保護制度の研究を展開し、中薬伝統知識保護目録のデータベースを整備し、中薬産業に関する専利レポートを作成し、公表する。（中薬管理局、衛生・計画生育委員会、知識産権局が担当する）

（二）知的財産権の総合的活用を強化する。

52. 科学技術成果の移転、転化の支援メカニズムを整備し、国家科学技術成果転化先導基金の実施を加速し、新しい一群のサブファンドを設立し、貸付リスクの補償を実施する。（科学技術部、財政部が担当する）

53. 全国知的財産権運営公共サービスプラットフォームを投入し、試験運営を実施し、全国知的財産権運営プラットフォームシステムを整備し、重点産業の知的財産権運営基金の先導的役割を発揮する。（知識産権局が担当する）

54. 知的財産権のクロスボーダーライセンス及び譲渡ガイドライン、知的財産権使用許諾契約書の雛形を研究、制定する。(知識産権局が担当する)
55. 商標受理及び登録商標の質権登記活動の利便化改革を後押しし、商標受理窓口及び登録商標質権登記出願を受理する拠点を最適化、設立する。(工商行政管理総局が担当する)
56. 2017 年中国国際商標ブランド フェスティバル・中国商標金賞授賞活動を開催し、商標の活用と保護を促進する。(工商行政管理総局が担当する)
57. 国家著作権貿易基地、国家著作権取引センターの育成と管理を強化し、「国家著作権取引センター連盟」の設立を支持する。(新聞出版広電総局(版權局)が担当する)
58. 「商標富農活動(商標で農家を豊かにする活動)」の推進を徹底する。(工商行政管理総局、農業部が担当する)
59. 世界地理的表示大会を主催する。(工商行政管理総局が担当する)
60. 国家地理的表示製品保護モデル区の整備を推進し、地理的表示製品による正確な貧困救済事業を展開し、西部地域における地理的表示製品の保護の出願を重点的に支持する。(質量監督検閲検疫総局が担当する)
61. 「国防科学技術産業知的財産権転化目録(第3回)」を作成し、印刷・発行する。(国防科技工業局、知識産権局が担当する)
62. 中央企業と中央イノベーション投資基金による関連知的財産権運営基金への参入を後押しし、重点産業分野における布石と投入を強化する。(国務院国有資産監督管理委員会が担当する)
63. 知的財産権信用担保メカニズムを整備し、条件が整った商業銀行などの金融機関がリスク制御可能、ビジネスとしての持続可能性という前提で、知的財産権質権融資業務を実施し、専利保険の取扱商品の開発、サービスの改善、人材育成、リスクコントロールを強化する。「融資担保会社管理条例」の早急な公布を後押しし、被担保人又は第三者が知的財産権を抵当にする方式で融資担保会

社に反担保を提供する登記メカニズムを整備する。(人民銀行、工商行政管理総局、知識産権局、銀行業監督管理委員会、保険監督管理委員会が担当する)

64. 知的財産を創出する有力企業育成の実施案を打ち出し、中小企業の知的財産権戦略推進事業を継続的に実施し、国家知的財産権モデル優位企業育成活動の推進を徹底する。(知識産権局、工業・情報化部、国務院国有資産監督管理委員会が担当する)

65. 産業・業界をベースとした専利共有パテントプールを構築し、中国科学院と企業の交流や提携、専利技術の共有を強化する。(中国科学院が担当する)

66. 国家規格制定・改正システムの中の国家規格の専利管理にかかわるサブシステムの使用を正式に開始し、統計、照会、管理機能を実現し、「標準必須専利レイアウトガイドライン」の研究及び起草活動を実施し、専利価値分析などに関する国家規格の制定を加速する。(知識産権局、質量監督検験検疫総局が担当する)

67. 知的財産権認証制度の構築を後押し、整備し、知的財産権分野の認証能力の構築を後押しし、知的財産権認証の監督管理体系の構築を推進する。(知識産権局、質量監督検験検疫総局が担当する)

68. 「高等教育機関知的財産権管理規範」と「科学研究機関知的財産権管理規範」の基標準徹底活動を実施し、高等教育機関と科学研究機関による知的財産権適正化管理制度の整備を指導し、高等教育機関と科学研究機関のレベル別専利管理を推進する。(知識産権局、教育部、中国科学院が担当する)

69. 中小企業向けの知的財産権管理委託パイロット事業を実施し、一群の知的財産権サービス機構を選定し、零細企業向けに知的財産権の運営・保護サービスを展開する。(知識産権局が担当する)

70. 「国防知的財産権の民用分野への移転促進による民用分野の知的財産権の国防分野における活用奨励に関する若干の意見」を制定し、印刷・発行する。(中央軍事委員会装備発展部、工業・情報化部、知識産権局が担当する)

(三) 知的財産権情報の利用を強化する。

71. 地域、産業、企業を対象とする専利ナビゲーションプロジェクトの実施を促

進し、専利ナビゲーション活動体系を構築する。専利ナビゲーション地域のイノベーション駆動型発展の品質評価指標を制定する。産業の知的財産権連盟の構築を後押しする。(知識産権局が担当する)

72. 知的財産権の地域分布に関するパイロット活動を推進し、知的財産権地域分布発展報告を公表し、知的財産権地域分布ガイド目録の雛形を研究、作成する。(知識産権局が担当する)

73. 産業知的財産権共同活用推進行動及び産業知的財産権サービス能力向上行動を展開する。重点産業の知的財産権情勢レポートを公表し、知的財産権情報サービス系産業技術基礎公共サービスプラットフォームを整備する。(工業・情報化部、知識産権局が担当する)

74. 国際特許分類・戦略的新興産業対照表を改訂し、戦略的新興産業中国専利データベースと世界特許データベースの構造と内容を整備し、戦略的新興産業の概要及び7大主要産業の専利統計分析活動を持続的に遂行する。(知識産権局が担当する)

75. 商標電子登録証及び電子送達活動を推進し、商標データベースを開放し、内部の事務プラットフォーム、社会サービスプラットフォームという「2つのプラットフォーム」の整備を強化し、インターネット照会、インターネット出願、インターネット決済、インターネット公告システムの高速度、高度化を後押しする。(工商行政管理総局が担当する)

76. 林業知的財産権モデル事業、専利の産業化推進及び林業重点分野の専利に関する早期警告分析研究活動を展開する。(林業局が担当する)

77. 知的財産権集約型産業の発展情勢を統計、監視し、2017年知的財産権集約型産業統計レポートを公表する。(知識産権局、統計局が担当する)

78. 全国専利情報公共サービス体系の整備を推進し、専利データ情報資源の開放と共有を推進し、「新世代地方専利情報サービスセンター検索・分析システム」のパイロット事業を全面的に推進し、専利審査プロセスの情報を法に基づいて開示する。(知識産権局が担当する)

四. 知的財産権の国際交流活動の推進。

(一) 重点産業の海外展開及びリスクコントロールを強化する。

79. 海外の知的財産権環境に関する研究を展開し、主な貿易相手国、対外投資先の知的財産権制度などの情報を速やかに公表する。(知識産権局が担当する)

80. 「中小企業海外経営知的財産権実務ガイドライン」を制定し、中小企業の知的財産権活動のリモート研修及びオンラインコンサルティングサービスプラットフォームの構築を模索する。(中国国際貿易促進委員会が担当する)

81. 民間資本による中国企業海外知的財産権保護援助サービスファンドの設立を奨励し、海外及び渉外知的財産権保護サービス援助機構を選定し、「中華老字号」の称号を得た企業の海外での現地化を後押しする。(中国国際貿易促進委員会が担当する)

82. 海外での知的財産権保護・援助メカニズムの構築を強化し、産業、業界の主管部門及び商協会とのコミュニケーションメカニズムを整備し、重点国際展示会(展覧会)において中国企業知的財産権サービスステーションを設立し、企業の「海外進出」のために知的財産権に関する指導を提供し、企業が海外で直面する知的財産権紛争の解決に協力する。(商務部、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)、知識産権局、中国国際貿易促進委員会が担当する)

83. 「一帯一路」沿線国の税関との協力を開拓し、中国企業を税関の対外協力への参加に招待し、中国企業の海外における知的財産権の利益を保護し、中国企業の「海外進出」を後押しする。(海関総署が担当する)

(二) 知的財産権の対外協力レベルを高める。

84. 世界知的所有権機関、世界貿易機関及び関連国際機関との協力、交流を強化し、「一帯一路」沿線国、BRICS との知的財産権協力を後押しする。発明分野と意匠分野の日米欧中韓協力を深く参加する。知的財産権に関する海外交流活動のプラットフォームを利用し、中国ブランドの国際的影響力を拡大し、渉外知的財産権活動の成果を高める。(外交部、商務部、知識産権局が主に担当し、農業部、海関総署、工商行政管理総局、質量監督検閲検疫総局、新聞出版広電総局(版權局)、林業局、中国国際貿易促進委員会が各自の職責によりそれぞれ担当する)

85. 中国 - 米国、中国 - 欧州の知的財産権ワーキンググループなどの二国間政府

対話メカニズムの役割を發揮し、中国 - 米国のハイレベル交流、中国 - EU のトップ会合などの重要な二国間活動に貢献する。中国 - 米国、中国 - 欧州の知的財産権協力プロジェクトの延長に関する事項を後押しする。中国 - 欧州の地理的表示をめぐる協定交渉を加速する。地域の全面的経済パートナーシップ、アジア太平洋経済協力閣僚会議の枠組み下及び BRICS の経済貿易協力の枠組み下での知的財産権協力を後押しする。(商務部、外交部、文化部、海関総署、工商行政管理総局、質量監督検験検疫総局、新聞出版広電総局(版權局)、知識産権局が担当する)

86. 発展途上国の知的財産権をめぐる学位取得のための教育を援助するプロジェクトを立案し、発展途上国向けの知的財産権をめぐる学位取得のための教育及び短期研修を実施する。(知識産権局、教育部が担当する)

87. 企業が国際及び地域の知的財産権ルールの制定、改訂に参加するルートを開拓する。国内のサービス機関、産業連盟などによる国外の関連組織との協力、交流を後押しする。(知識産権局が担当する)

88. ボアオアジアフォーラム知的財産権シンポジウム及び第9回 BRICS 知的財産権長官会合を開催する。(知識産権局が担当する)

89. 国際植物新品種保護連盟の一連の会議、東アジアフォーラムなどに参加し、優位性のある国の事例を手本とし、新品種の保護をめぐる二国間協力交流を実施し、国際植物新品種保護連盟の電子申請出願システムの構築に参加する。(知識産権局、農業部、林業局が担当する)

90. 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を履行し、約束履行のキャパシティビルディングを強化する。(環境保護部が担当する)

91. 知的財産権仲裁機構を設立し、知的財産権をめぐる紛争解決メカニズムを整備する。(中国国際貿易促進委員会、知識産権局が担当する)

五. 組織的な実施と保障の強化

(一) 政策の制定と推進、実施を強化する。

92. 国務院知的財産権戦略実施活動部局間合同会議の活動ルールを整備し、国家

知的財産権戦略情報活動管理弁法を改正し、国家知的財産権戦略実施評価制度を研究、制定し、「国家知的財産権戦略綱要」実施に関する10年評価活動に着手する。(合同会議弁公室、合同会議メンバー機関が担当する)

93. 『第13次5か年計画』国家知的財産権保護及び活用計画』の任務分担案の公布を後押しし、計画・宣伝・説明を徹底する。(知識産権局が主に担当する)

94. 商標ブランド戦略の実施を徹底し、「商標ブランド戦略の実施徹底による中国ブランド育成の推進に関する意見」の公布を後押しする。(工商行政管理総局、質量監督検験検疫総局が担当する)

95. 「国防科学技術産業による知的財産権強国構築推進に関する指導意見」を印刷・発行、実施する。(国防科技工業局、財政部、知識産権局が担当する)

96. 「東北地区旧工業基地の全面的振興の支持による東北地区知的財産権戦略の実施徹底に関する若干の意見」を印刷・発行、実施する。(知識産権局、発展改革委員会、科学技術部、工業・情報化部、農業部、文化部、海関総署、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)が担当する)

97. 先導型、支援型、特色型の知的財産権強省の構築を推進し、一群の都市を選定し、知的財産権強市の構築を推進する。知的財産権パイロットモデル都市事業の推進を徹底し、知的財産権強県の構築事業を実施する。(知識産権局が担当する)

(二) 人材育成及び宣伝による誘導を強化する。

98. 「知的財産権人材『第13次5か年計画』」を制定し、印刷・発行する。全国の知的財産権関連部門は自地区の活動の実情を踏まえ、相応の知的財産権人材計画及び実行案を制定、実施する。(知識産権局が担当する)

99. 「5つの一群(理論専門家、記者・編集者・司会者、出版専門家、作家・芸術家、経営管理専門家)」人材育成プロジェクトを重点的に実施し、知的財産権専門技術人員の評価体系構築を後押しする。(知識産権局、人力資源社会保障部が担当する)

100. ハイレベルな高等教育機関での知的財産権関連の専攻設置を支持し、知的財産権関連の本科を開設する高等教育機関における知的財産権専門人材育成案

の改訂を後押しする。学位を授与する機関が知的財産権に関する二級学科、学際学科を設置することを支持する。(教育部が担当する)

101. 専門技術人材の知識更新事業の実施を徹底し、知的財産権分野の専門人材育成研修活動に対する支援を強化する。知的財産権に関する専門技術人員の役職評価基準を改善する。知的財産権に関するハイレベル人材の導入を強化し、関連する高度人材の帰国優遇政策を整備する。公務員の知的財産権研修を一層強化する。(知識産権局、人力資源社会保障部が担当する)

102. 無形文化遺産の継承者に対する知的財産権研修を強化し、中国の無形文化遺産の継承者に対する研修・研究研修計画を実施し、無形文化遺産の継承者の知的財産権保護意識及び保護能力を高める。(文化部が担当する)

103. 知的財産権文化構築プロジェクトを実施し、世界知的所有権の日、全国知的財産権宣伝ウィーク、中国知的財産権保護ハイレベルフォーラムなどの大規模な活動を実施する。知的財産権普及型教育を強化し、小学校、中・高等学校の知的財産権教育パイロットモデル活動の推進を徹底し、小中学生知的財産権教育社会実践基地を命名、整備し、知的財産権法律知識普及活動及び公益講座を真摯に実施し、社会全体の知的財産権意識を高める。(知識産権局、中央宣伝部、中央ネットワーク安全・情報化領導小組弁公室、教育部、司法部、文化部、工商行政管理総局、新聞出版広電総局(版權局)が担当する)

前述の各種任務分担の中で、複数の部門が担当する場合、最初に掲げた部門を筆頭部門とし、その他を参画部門とする。複数の部門が筆頭する場合、筆頭部門に順位をつけない。

出所：

2017年7月4日付け中華人民共和国中央人民政府を基にジェットロ北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/xinwen/2017-07/04/content_5207843.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。